

「喫煙に関するアンケート」調査結果(概要)

目次

I. 調査の目的.....	2
II. 調査の概要.....	2
1. 調査の実施時期.....	2
2. 調査対象及び回答状況.....	2
III. 調査結果.....	3
IV. まとめ.....	18

I. 調査の目的

受動喫煙の対策として、令和2年4月1日より東京都受動喫煙防止条例と改正健康増進法が全面施行され、多数の者が利用する施設は原則屋内禁煙となっている。世間の健康意識と他市の状況を踏まえ、現在日野市では路上喫煙禁止条例制定と公衆喫煙所設置を検討している。

本調査は、たばこ対策に関する市民の意識を把握し、今後の施策の参考にすることを目的とする。

II. 調査概要

1. 調査の実施時期

令和5年12月18日～令和6年1月15日

2. 調査対象及び回答状況

調査対象：日野市民、日野市を利用する者

実施方法：インターネット回答、調査票の提出(持参、FAX、メール)

回答者：905人(インターネット回答)、6人(調査票提出)

表1 年代別・喫煙状況別の回答者数

	男性			女性			その他		
	喫煙	非喫煙	計	喫煙	非喫煙	計	喫煙	非喫煙	計
20歳代	8	15	23	4	34	38	0	0	0
30歳代	18	52	70	14	77	91	0	2	2
40歳代	34	58	92	12	104	116	1	2	3
50歳代	37	76	113	21	102	123	0	2	2
60歳代	23	71	94	9	58	67	0	0	0
70歳以上	5	47	52	1	24	25	0	0	0
合計	125	319	444	61	399	460	1	6	7

Ⅲ. 調査結果

(1)あなたはたばこを吸いますか(加熱式たばこを含む)(回答者:911人)

「あなたはたばこを吸いますか(加熱式たばこを含む)」という質問について、「吸っている」は 187 人(20.5%)であった。「吸わない」は 509 人(55.9%)、「以前は吸っていたが現在は吸わない」は 215 人(23.6%)であった。

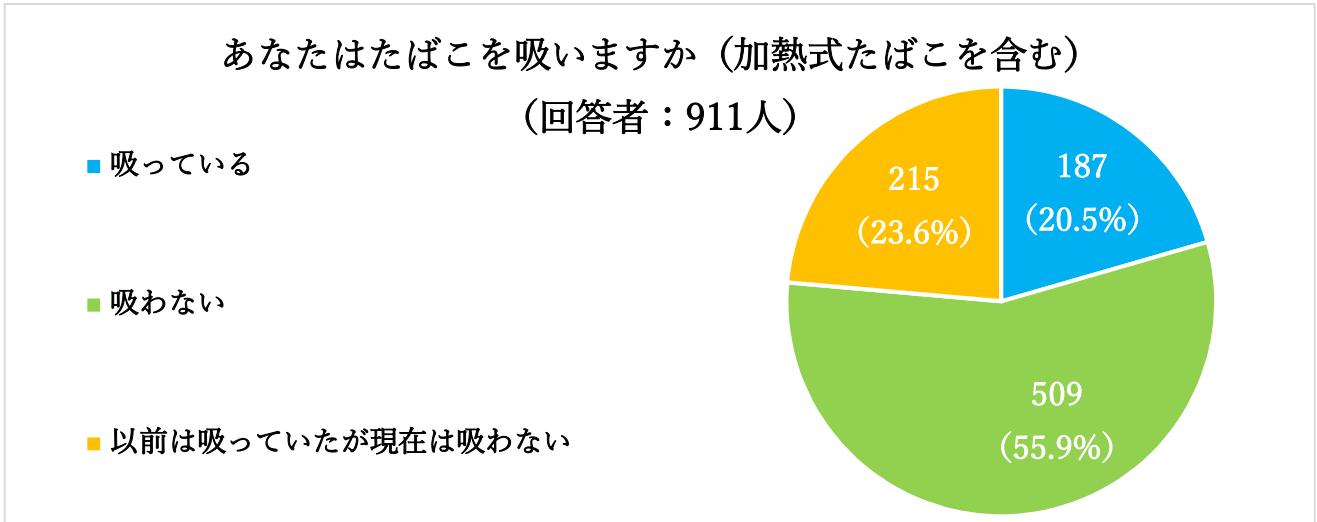


図 1 あなたはたばこを吸いますか(加熱式たばこを含む)(回答者:911人)

(2)一年以内に受動喫煙の被害を受けたことはありますか(回答者:911人)

「一年以内に受動喫煙の被害を受けたことはありますか」という質問について、「ある」は614人(67.4%)、「ない」は297人(32.6%)であった。

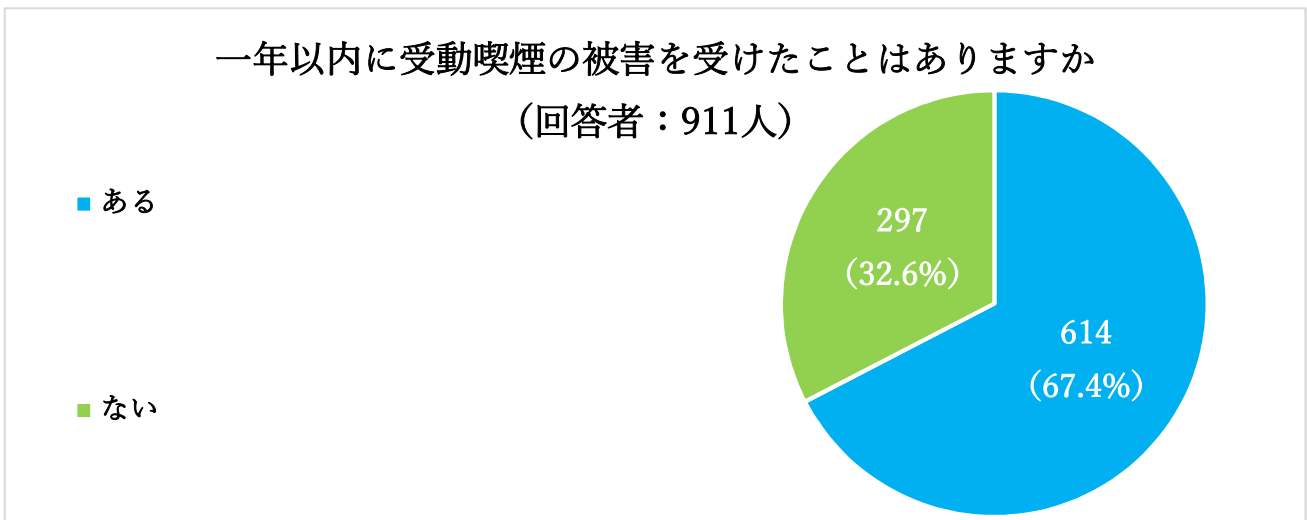


図 2 一年以内に受動喫煙の被害を受けたことはありますか(回答者:911人)

(3)受動喫煙の被害を受けたことがあると回答された方にお聞きします、その場所はどこですか(複数回答可)(回答者:614人)

「受動喫煙の被害を受けたことがあると回答された方にお聞きします、その場所はどこですか」という質問について、「路上」は 522 人(85.0%)、「喫煙所の周辺」は 301 人(49.0%)、「飲食店」は 148 人(24.1%)、「駅」は 108 人(17.6%)、「コンビニ・スーパー等」は 98 人(16.0%)、「自宅(室外)」は 93 人(15.1%)、「その他」は 49 人(8.0%)、「娯楽施設」は 46 人(7.5%)、「自宅(室内)」は 45 人(7.3%)、「公民館等」は 10 人(1.6%)、「体育施設」は 4 人(0.7%)であった。

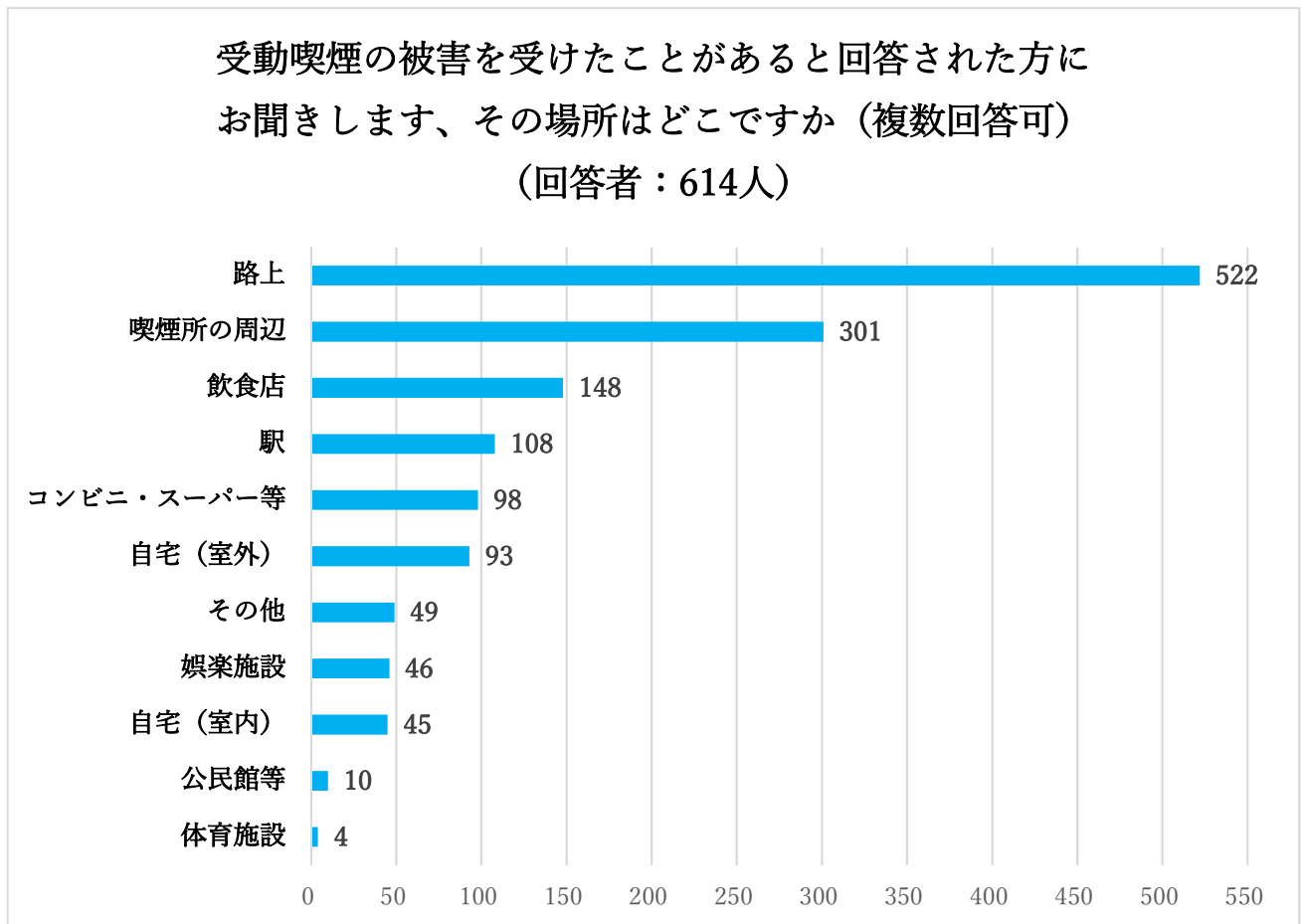


図 3 受動喫煙の被害を受けたことがあると回答された方にお聞きします、その場所はどこですか(複数回答可)(回答者:614人)

(4)受動喫煙の被害を受けてどのように感じましたか(回答者:911人)

「受動喫煙の被害を受けてどのように感じましたか」という質問について、「不快な思いをした」は 652 人 (71.6%)、「受動喫煙の被害を受けたことがない」は 194 人(21.3%)、「何も感じなかった」は 65 人 (7.1%)であった。

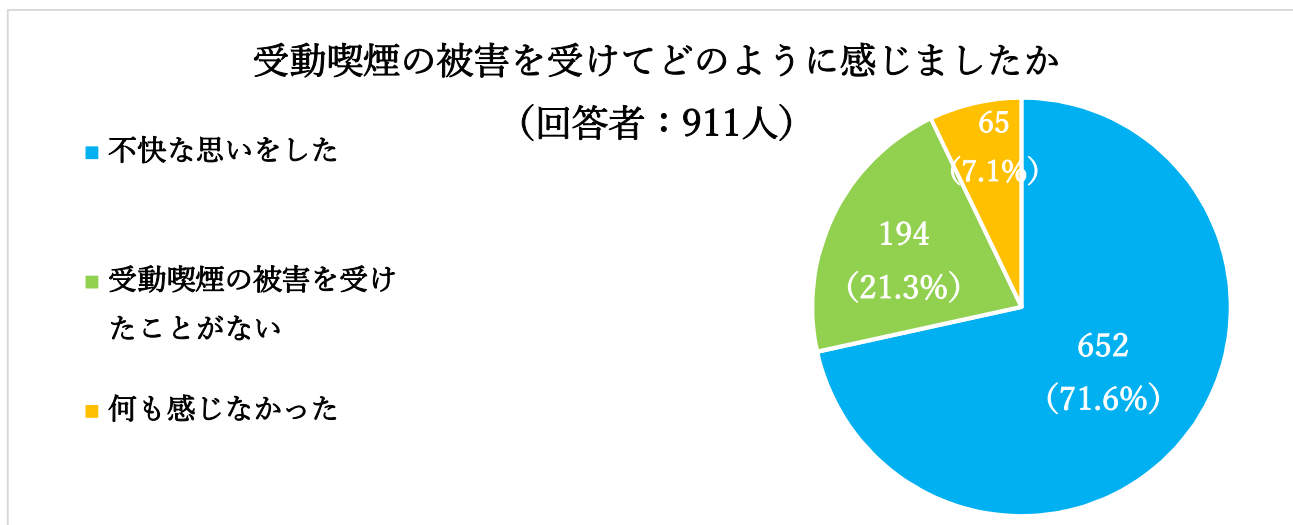


図 4 受動喫煙の被害を受けてどのように感じましたか(回答者:911人)

(5)受動喫煙の被害を受けた際の行動について(回答者:911人)

「受動喫煙の被害を受けた際の行動について」という質問について、「自分が場所を移動した」は 363 人 (39.8%)、「自分が我慢した」は 298 人(32.7%)、「受動喫煙を受けたことはない」は 178 人(19.5%)、「気にならなかったため何もしなかった」は 58 人(6.4%)、「喫煙者に注意した(控えるように頼んだ)」は 14 人(1.5%)であった

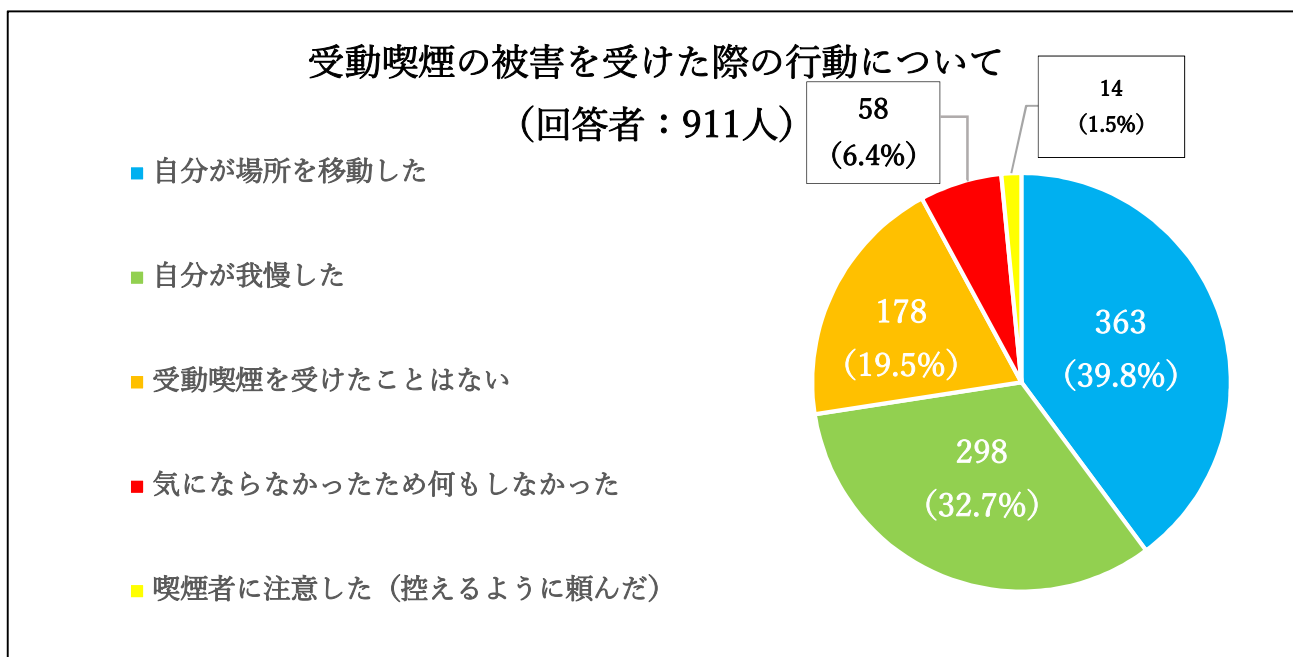


図 5 受動喫煙の被害を受けた際の行動について(回答者:911人)

(6)たばこに関する不満、被害を教えてください(複数回答可)(回答者:905人)

「たばこに関する不満、被害を教えてください」という質問について、「ポイ捨て(景観悪化)」は769人(85.0%)、「受動喫煙」は680人(75.1%)、「ポイ捨て(火事)」は451人(49.8%)、「やけど」は187人(20.7%)、「その他」は116人(12.8%)、「特になし」は15人(1.7%)であった。

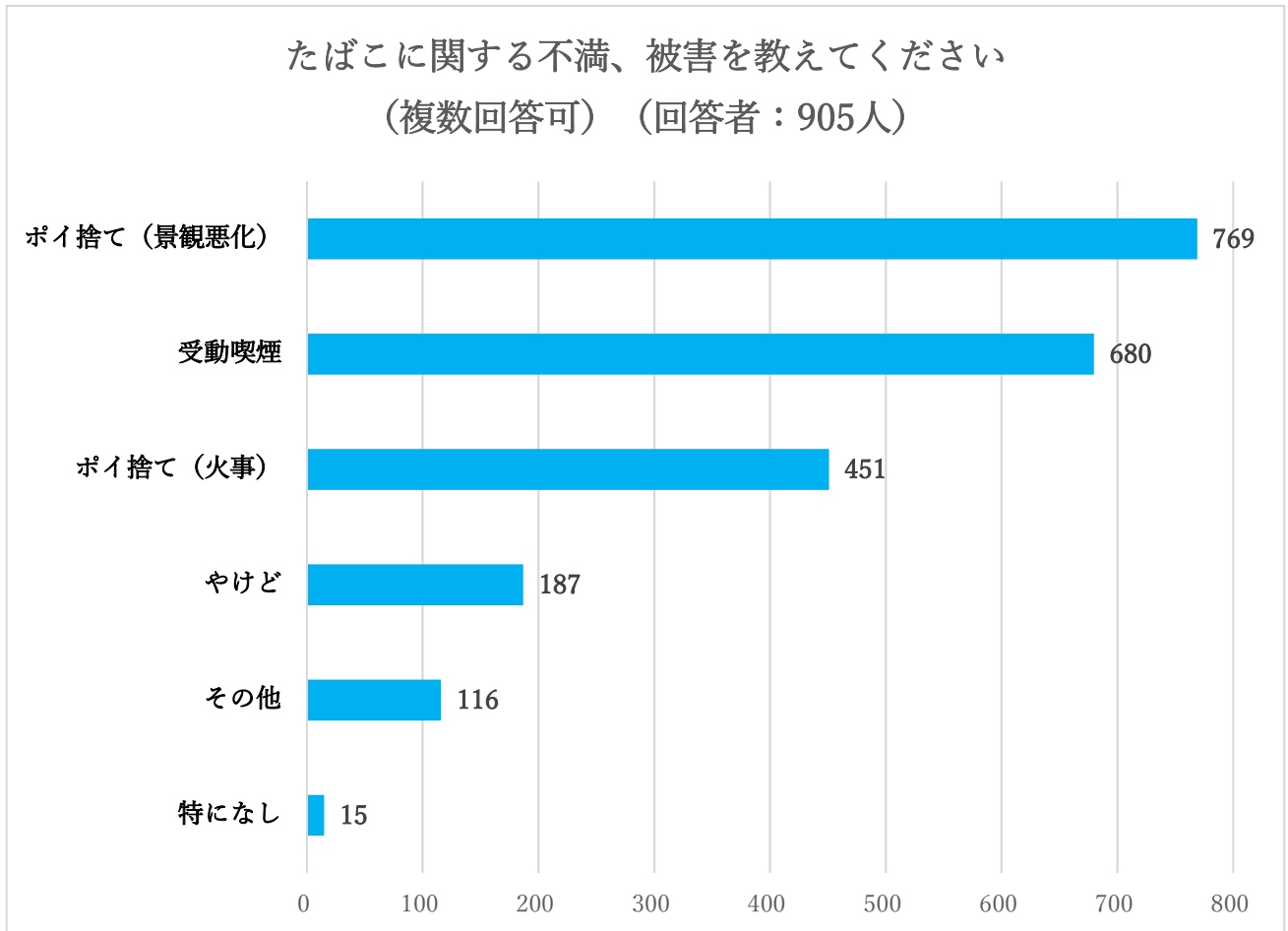


図 6 たばこに関する不満、被害を教えてください(複数回答可)(回答者:905人)

(7)たばこに関する情報をどのように得ていますか(複数回答可)(回答者:907人)

「たばこに関する情報をどのように得ていますか」という質問について、「電子的な広告・広報」は 437 人(48.2%)、「テレビ・コマーシャル」は 315 人(34.7%)、「紙媒体の広告・広報」は 231 人(25.5%)、「SNS」は 180 人(19.8%)、「特になし」は 106 人(11.7%)、「その他」は 70 人(7.7%)、「口コミ」は 69 人(7.6%)であった。

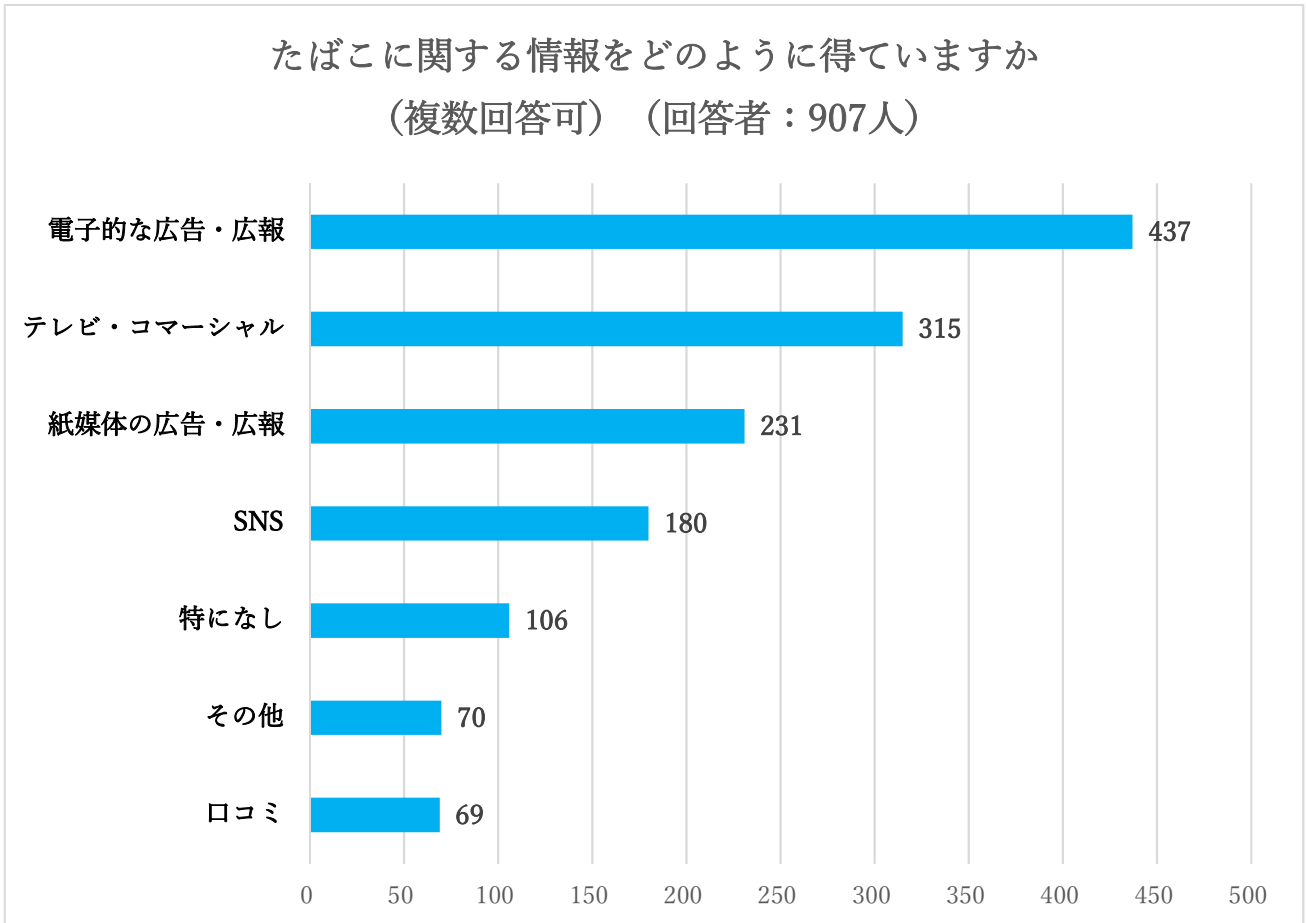


図 7 たばこに関する情報をどのように得ていますか(複数回答可)(回答者:907人)

(8)たばこに関する法令(健康増進法・東京都受動喫煙防止条例)を知っていますか(回答者:911人)

「たばこに関する法令(健康増進法・東京都受動喫煙防止条例)を知っていますか」という質問について、「知っている」は615人(67.5%)、「知らない」は296人(32.5%)であった。

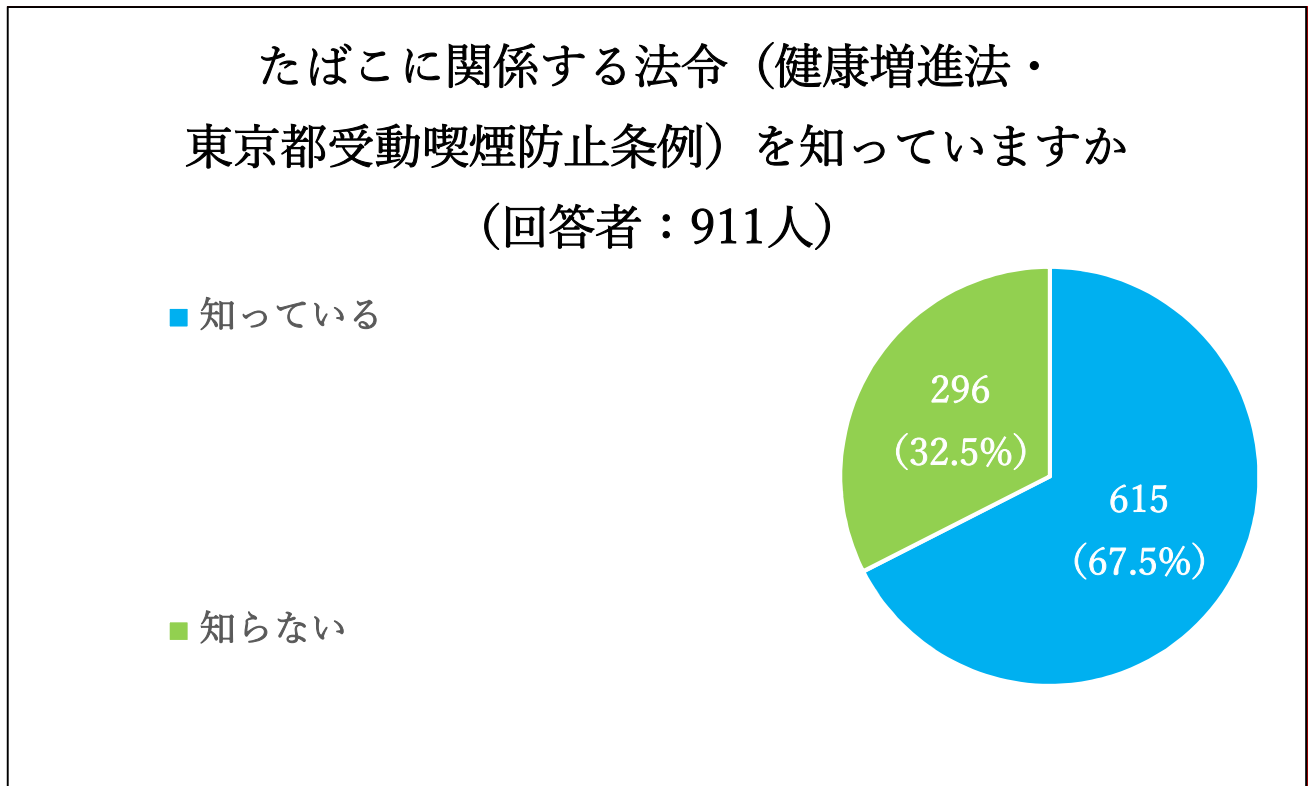


図 8 たばこに関する法令(健康増進法・東京都受動喫煙防止条例)を知っていますか
(回答者:911人)

(9)行政の行うたばこ対策について、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか(複数回答可)
(回答者数:911人)

「行政の行うたばこ対策について、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか」という質問について、「受動喫煙を防止するための条例制定」は 555 人(60.9%)、「公衆喫煙所の設置」は 482 人(52.9%)、「未成年者に対する、たばこの健康影響に関する教育の充実」は 411 人(45.1%)、「たばこの健康影響についての普及啓発活動」は 400 人(43.9%)、「禁煙外来での治療費助成」は 132 人(14.5%)、「その他」は 73 人(8.0%)、「特になし」は 3 人(0.3%)であった。

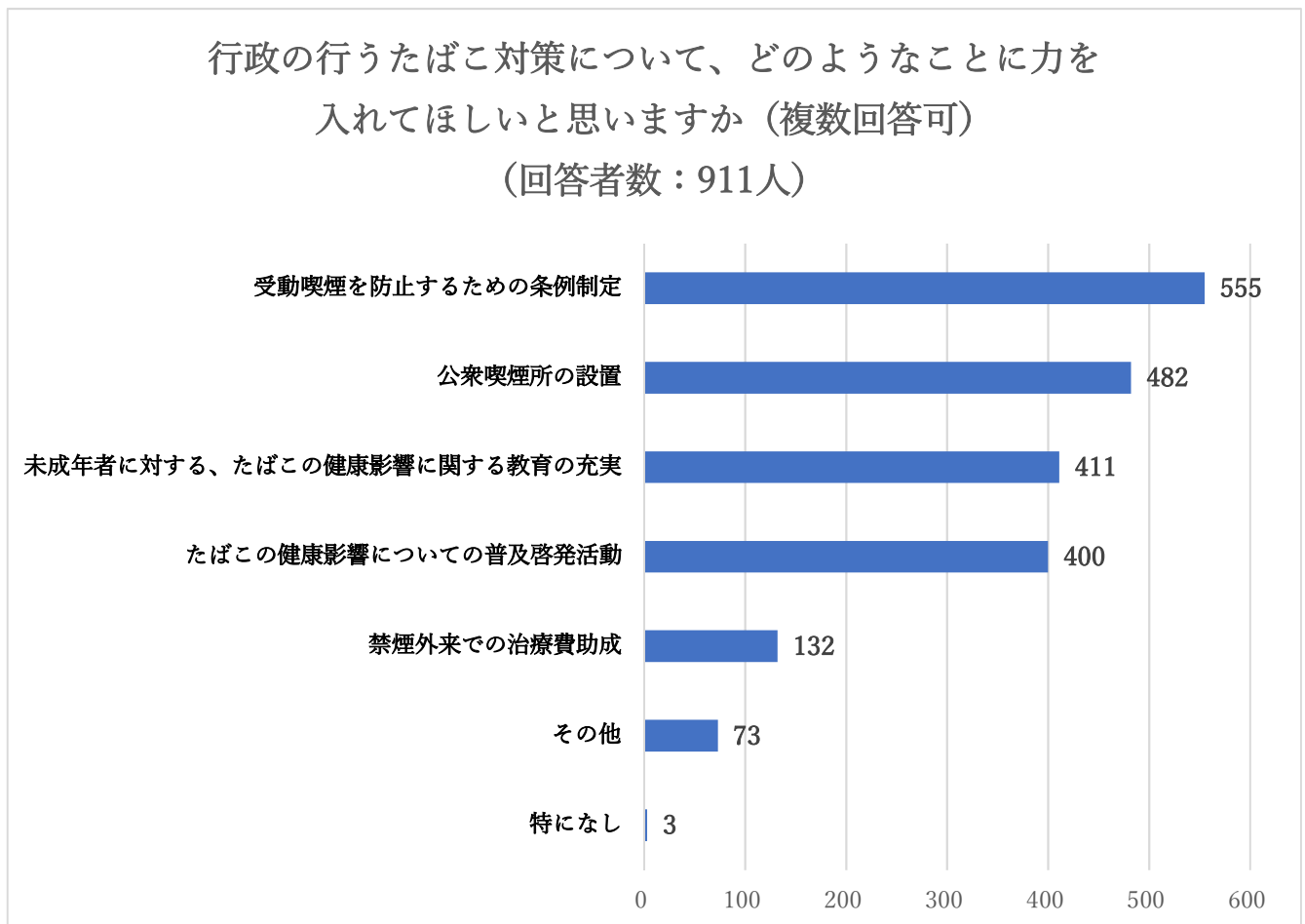


図 9 行政の行うたばこ対策について、どのようなことに力を入れてほしいと思いますか
(複数回答可)(回答者数:911人)

(10)喫煙マナー向上のためには、どうすれば効果があるとおもいますか(複数回答可)(回答者数:911人)

「喫煙マナー向上のためには、どうすれば効果があるとおもいますか」という質問について、「路上喫煙行為に対する規制の充実(巡回指導の充実)」は612人(67.2%)、「新たな喫煙所の設置」は426人(46.8%)、「市民に対する啓発活動」は328人(36.0%)、「その他」は71人(7.8%)、「特になし」は3人(0.3%)であった。

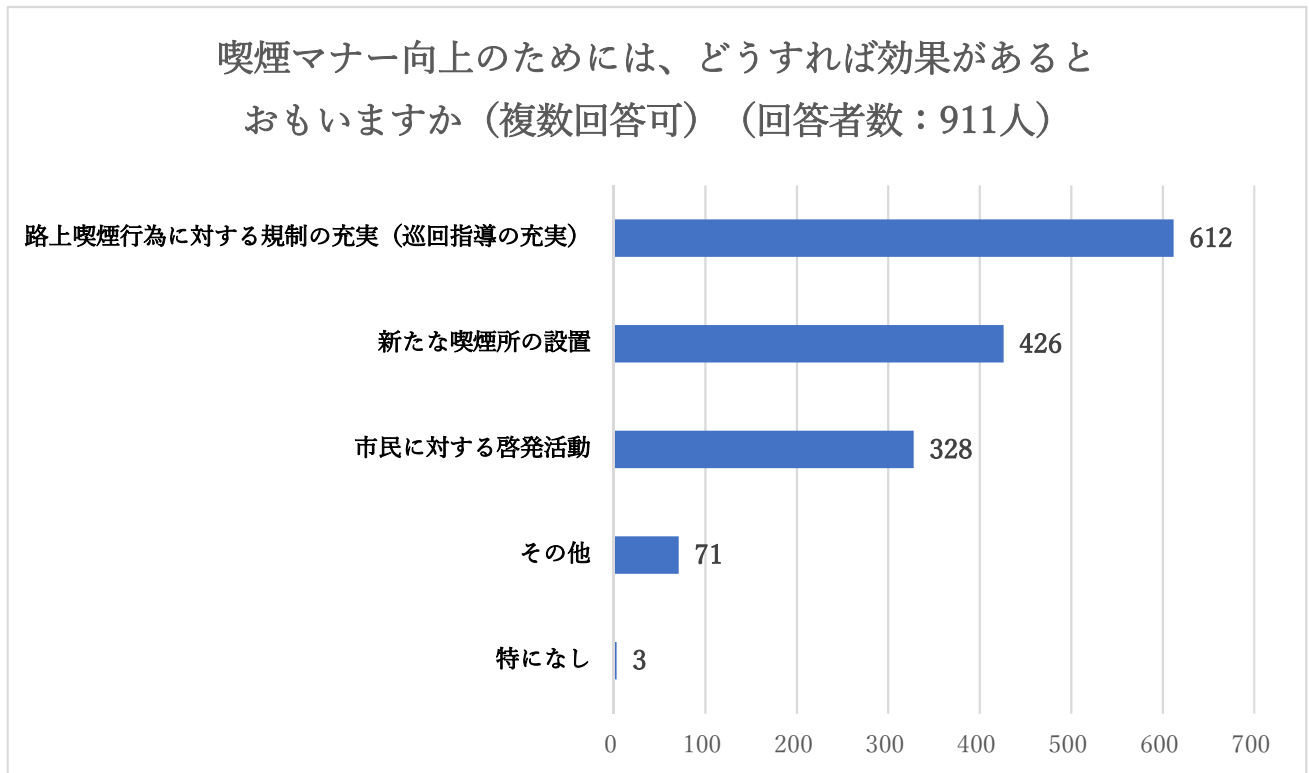


図 10 喫煙マナー向上のためには、どうすれば効果があるとおもいますか(複数回答可)
(回答者数:911人)

(11)路上での喫煙についてどのように感じますか(回答者:911人)

「路上での喫煙についてどのように感じますか」という質問について、「迷惑だと思う」は 572 人 (62.8%)、「決められた場所で喫煙してもらいたい」は 307 人(33.7%)、「何も感じない」は 18 人 (2.0%)、「問題ないと思う」は 14 人(1.5%)であった。

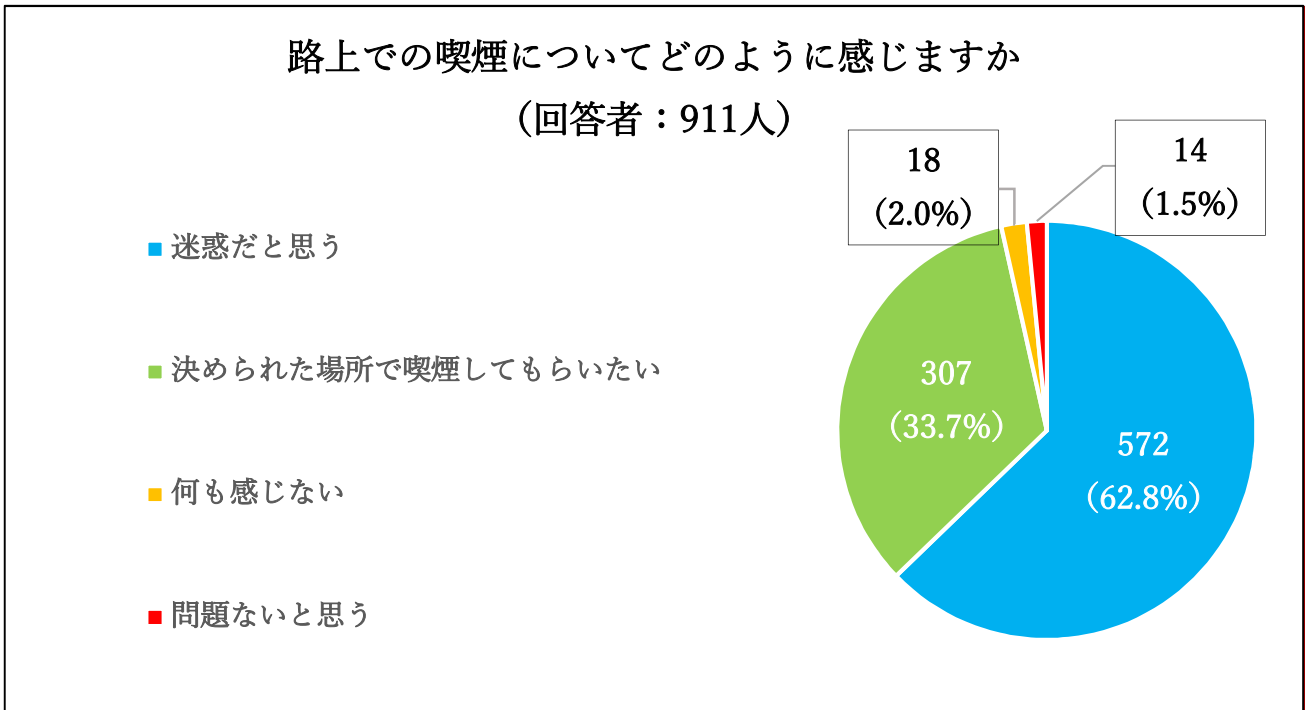


図 11 路上での喫煙についてどのように感じますか(回答者:911人)

(12)日野市内での路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合どう思いますか(回答者:910人)

喫煙者を対象に行った「日野市内での路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合どう思いますか」という質問について、「禁止事項を受け入れ、ルールを守って喫煙をする」は173人(91.1%)、「受け入れられないので引き続き路上喫煙、歩行喫煙をする」は17人(8.9%)であった。

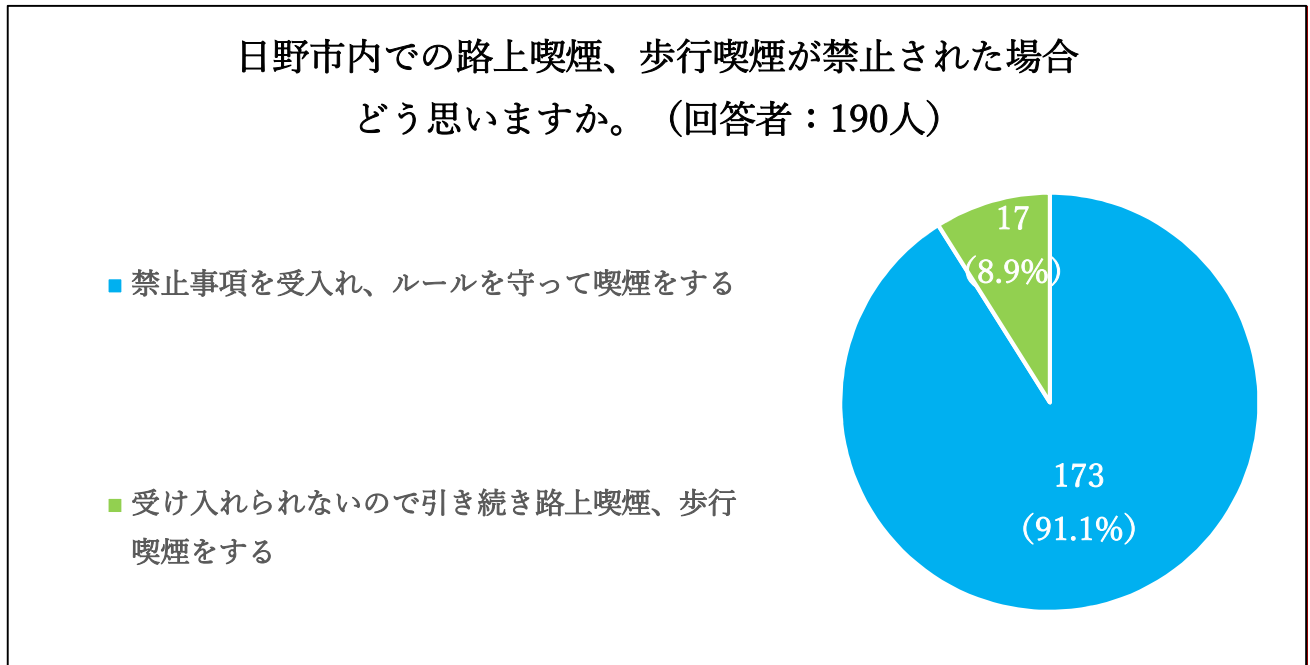


図 12 日野市内での路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合どう思いますか(回答者:190人)

非喫煙者を対象に行った「日野市内での路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合どう思いますか」という質問について、「受け入れる」は706人(98.1%)、「受け入れられない」は14人(1.9%)であった。

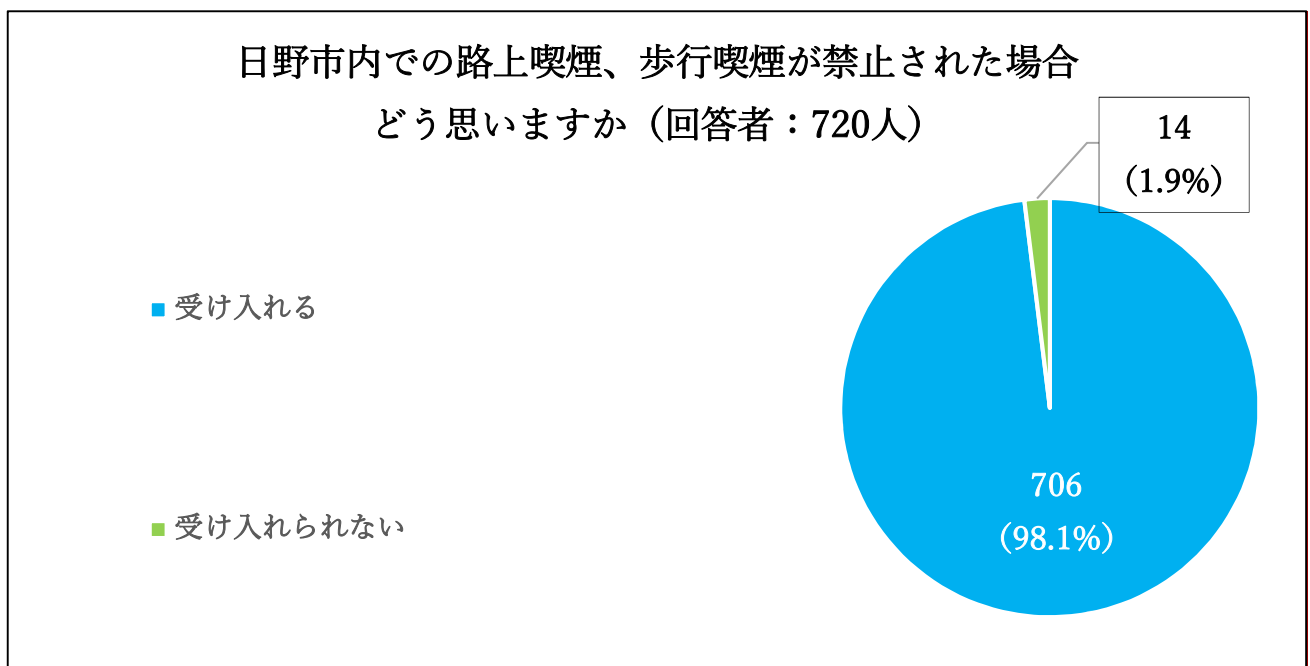


図 13 日野市内での路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合どう思いますか
(回答者:720人)

(13)日野市内において禁止された路上喫煙、歩行喫煙に対して罰金が発生する場合、喫煙可能場所以外での喫煙は減少すると思いますか(回答者:911人)

「日野市内において禁止された路上喫煙、歩行喫煙に対して罰金が発生する場合、喫煙可能場所以外での喫煙は減少すると思いますか」という質問について、「大幅に減少する」は 213 人(23.4%)、「減少する」は 530 人(58.2%)、「変わらない」は 44 人(4.8%)、「減少しない」は 98 人(10.8%)、「まったく減少しない」は 26 人(2.9%)であった。

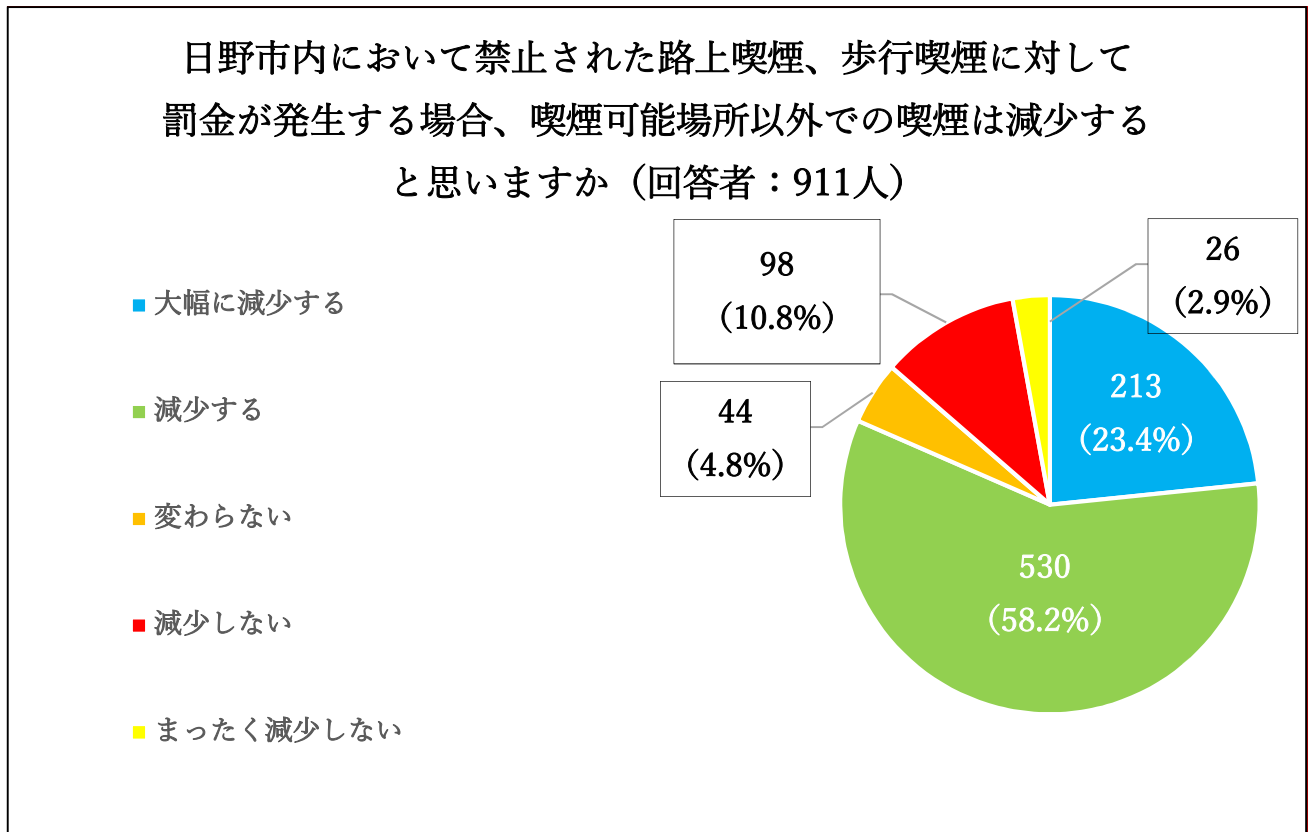


図 14 日野市内において禁止された路上喫煙、歩行喫煙に対して罰金が発生する場合、喫煙可能場所以外での喫煙は減少すると思いますか(回答者:911人)

(14)日野市内への公衆喫煙所の設置について、どのように感じますか(回答者:910人)

「日野市内への公衆喫煙所の設置について、どのように感じますか」という質問について、「公衆喫煙所は必要」は675人(74.2%)、「公衆喫煙所は必要ない」は235人(25.8%)であった。

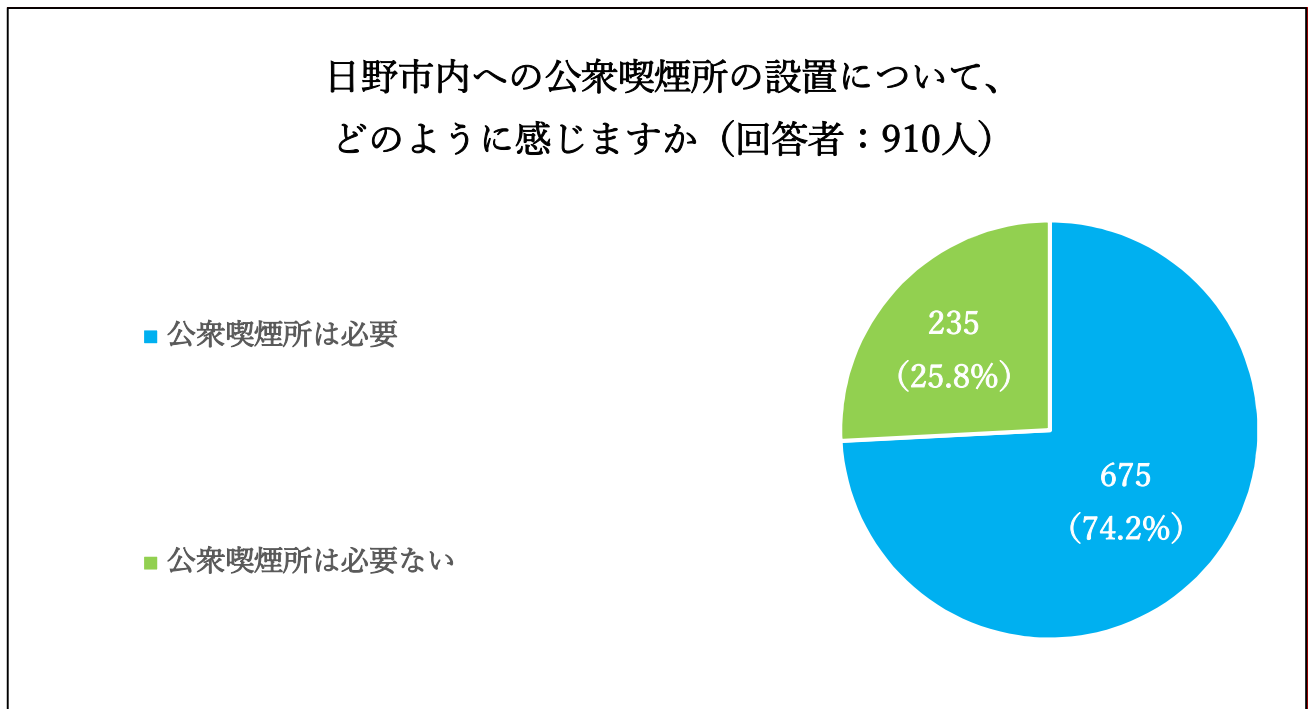


図 15 日野市内への公衆喫煙所の設置について、どのように感じますか(回答者:910人)

(15)公衆喫煙所の利用についてどのように考えますか(回答者:905人)

「公衆喫煙所の利用についてどのように考えますか」という質問について、「公衆喫煙所を利用する」は311人(34.4%)、「他者にも公衆喫煙所の利用を呼び掛ける」は308人(34.0%)、「公衆喫煙所を利用しない(禁煙する)」は153人(16.9%)、「公衆喫煙所を利用しない」は92人(10.2%)、「公衆喫煙所を利用しない(異なる場所で喫煙する)」は41人(4.5%)であった

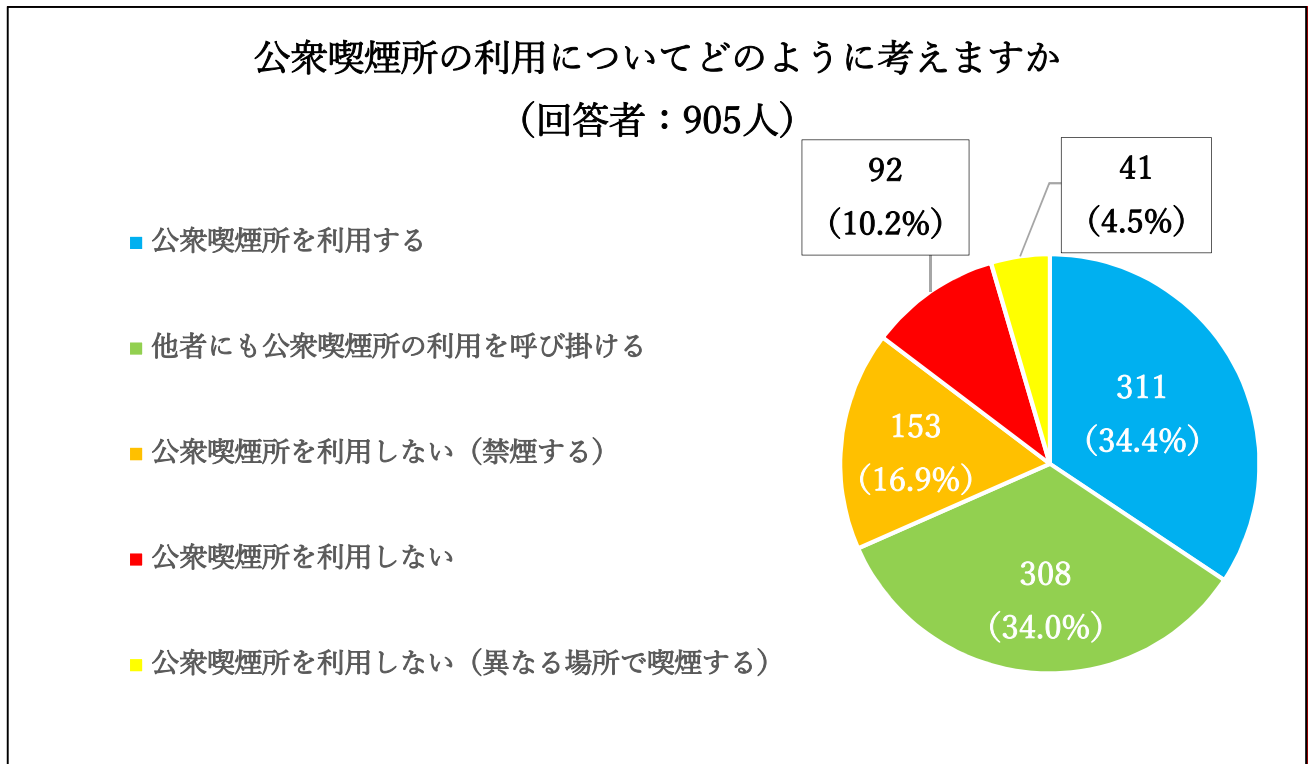


図 16 公衆喫煙所の利用についてどのように考えますか(回答者:905人)

(16)日野市内に公衆喫煙所を設置する場合、どのような場所に喫煙所を整備すべきだと思いますか
(複数回答可)(回答者:909人)

「日野市内に公衆喫煙所を設置する場合、どのような場所に喫煙所を整備すべきだと思いますか」という質問について、「駅前、駅周辺」は 597 人(65.7%)、「商業施設」は 470 人(51.7%)、「路上、公園、広場等」は 248 人(27.3%)、「新たに整備する必要はない」194 人(21.3%)、「職場」は 193 人(21.2%)、「その他」は 55 人(6.1%)、「特になし」は 1 人(0.1%)であった。

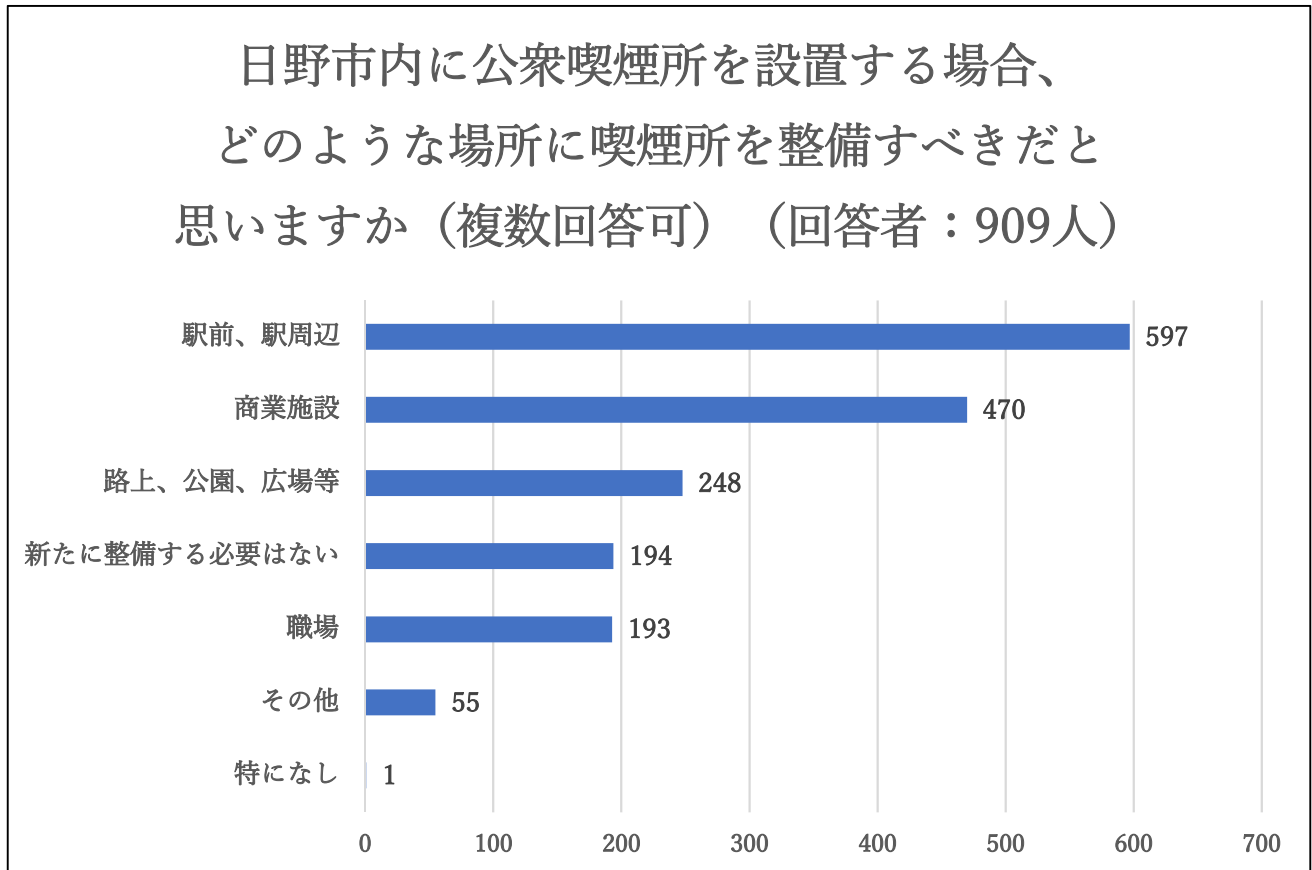


図 17 日野市内に公衆喫煙所を設置する場合、どのような場所に喫煙所を整備すべきだと思いますか
(複数回答可)(回答者:909人)

(17)その他自由意見

<p>・駅周辺には、早急に公衆喫煙所を設置してほしい。</p>
<p>・喫煙所の設置は環境問題であると共に健康問題である。路上喫煙の禁止や喫煙所の設置ではなく禁煙を進めるべきではないでしょうか。喫煙者数を減らさない限り未来永劫の問題だと思います。</p>
<p>・健康増進法で禁煙をすすめているにもかかわらず、吸い殻入れを設置しているところがありますが、よろしいのでしょうか。しかも、吸うために車道や歩道に並んでいるので、危険ですし、通行の妨げになっています。(日野駅近く)</p>
<p>・喫煙所も灰皿設置ではなく、持ち帰り原則でタバコを吸う人はポケット灰皿を必須にすることを普及する。市役所前の喫煙所が嫌だったと、市役所に社会科見学に来た子供が言っていました。</p>
<p>・愛煙家は購入から廃棄まで自分で責任を取るべきで、行政にその責を委ねるべきではない。廃棄物は自宅に持ち帰り、発火しないよう処理した後でごみにするのが順当。また、公衆喫煙所など税金で作る必要は無いし、廃棄物も行政に任されては非喫煙者の税金迄使われてしまう。場所(土地)や屋根・囲い、椅子、灰皿、障害者スペースの提供。景観の悪化。マナー違反の注意や吸い殻の処分。日野市の喫煙所は特別汚いとか言われても困るので清掃業務。要らない要らない。</p>
<p>・隣人が自宅の敷地内で喫煙しています。煙とにおいが私の家の中に入ってきて、とても不快です。春や秋など自然の風が気持ちよく、窓を開け放っているのですが、不快でそっと窓を閉めなくてはならないのが苦痛です。きっと喫煙している方は想像もしていないことと思います。このように困っている人がいることを啓発し、喫煙者にぜひ知ってほしいと思っています。</p>
<p>・路上喫煙について特に通学区域(通学路)での規制を強化して欲しい。通学路上での歩行喫煙により児童が鼻を押さえながら歩いている所を何度も見ている。また、コンビニ前の灰皿設置を全て撤廃するよう指導をして欲しい。風の向きによっては近隣の住居への煙害と児童等への受動喫煙の害がある為。</p>
<p>・タバコ喫煙のマナーは30年前に比べたら、本当に良くなったと思うし、10年前と比べても、よくなっていると思います。ほとんど、決められた喫煙所で喫煙している方ばかりで、タバコも高くなり、喫煙する方自体が減ったようにも思います。歩きたばこをした若い方(女性)とすれ違った時、「この時代に歩きたばこする人がいるのか・・・」と珍しく思ったりして、久々に煙たい思いをしながら、マナーのよくなった日本になったと思いました。マナーを守った喫煙者ばかりになることを望みます。私はタバコは吸いませんので、喫煙所はなくてもいいのですが、喫煙者の方は喫煙できる場所がなくて、大変だと思います。しっかり隔離した状態の喫煙所は必要と思います。</p>
<p>・一本道の場合喫煙者から逃れられず、子連れの時に子供の体への悪影響が心配になります。風向きしだいでは辺り一帯に臭いが充満して迷惑です。せっかく綺麗な緑溢れる街なのにタバコによる煙や匂い、ポイ捨てされた吸殻で汚染されてしまい、台無しになっている印象を受けます。路上に歩きタバコ禁止などのプリントをしてあたり張り紙やアナウンスがある街も知っているので日野市もそのようにして欲しいです。</p>
<p>・外の空気を吸いに散歩をしているのに、他人の吐いた煙を吸わねばならない時の憤りは半端ではありません。煙草を吸うのは個人の自由でしょうが、どんなに他人が嫌な思いをしているかを知るべきです。</p>
<p>・喫煙する場所がないと路上等で吸ってしまうので、喫煙所は設置してほしい。</p>

IV. まとめ

- 本アンケート調査は、たばこ対策に関する市民の意識を把握し、今後の施策の参考にすることを目的として、令和5年12月18日から令和6年1月15日に実施し、911名の回答を得た。
- 喫煙率について、187人(20.5%)が「喫煙する」と回答しており、724人(79.5%)は「現在は吸っていない」「吸ったことがない」と回答していた。
- 受動喫煙の被害について、614人(67.4%)が「一年以内に受動喫煙の被害を受けたことがある」と回答しており、受動喫煙を受けた場所については、522人(85.0%)が「路上」と答えており、路上での喫煙を規制することが重要であると考えられる。
- たばこに関する不満・被害として、769人(85.0%)が「ポイ捨てによる景観悪化」、680人(75.1%)が「受動喫煙」と回答していた。
- 行政が行うたばこ対策として期待していることについて、555人(60.9%)が「受動喫煙を防止するための条例制定」、482人(52.9%)が「公衆喫煙所の設置」と回答がありました。また路上での喫煙について、572人(62.8%)が「迷惑だと思う」、307人(33.7%)が「決められた場所で喫煙してもらいたい」と回答がありました。したがって路上での喫煙を規制する条例の制定と公衆喫煙所の設置を早急に進める必要がある。
- 日野市内で路上喫煙、歩行喫煙が禁止された場合について、喫煙者173人(91.1%)が「禁止事項を受け入れ、ルールを守って喫煙をする」、非喫煙者706人(98.1%)が「受け入れる」と回答しています。路上喫煙を規制する条例を制定した場合、多くの人ルールを守り、喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を創ることができる。
- 日野市内において禁止された路上喫煙、歩行喫煙に対して罰金が発生する場合について、743人(81.6%)は「減少する」と回答していた。
- 日野市内に喫煙所を設置する場所について、597人(65.7%)が「駅前、駅周辺」、470人(51.7%)が「商業施設」、248人(27.3%)が「路上、公園、広場等」と回答しており、不特定多数の人が多く利用する場所での分煙環境の整備が必要である。

この調査を参考に、今後喫煙者と非喫煙者が共存できる社会に向けてたばこ対策を行っていく。

本件に関するお問い合わせ先
日野市 環境共生部 環境政策課 環境保全係
〒191-8686 東京都日野市神明 1-12-1
TEL:042-514-8298(直通)